

保険のご案内

快適マンスリーをご利用のお客様には、賠償責任保険(借家人賠償・個人賠償)にご加入いただいております。

保険料

1 物件 1 日 100 円

借家人賠償責任

一戸室あたり 限度額 1,500万円

対象となる事故

火災・破壊・爆発による事故のため借用戶室を損壊し、現状復帰義務により、家主に対する法律上の賠償責任を負った場合

修理費用

一戸室あたり 限度額 100万円

対象となる事故

下記の事故により借用戶室が損壊し、賃貸借契約に基づき事故の費用で修復した場合(但し、建物の主要構造部や共同利用部分を除く)

火災 / 落雷 / 風災、ひょう災、雷災 / 盗難 / 外部からの物体の飛来 / 給排水設備に生じた事故 / 破壊・爆発

個人賠償責任

一人入居者あたり 限度額 1億円

対象となる事故

入居者の借用戶室の使用もしくは管理に起因する偶然な事故により他人に身体の障害を与えたり、他人の財物を損壊し、法律上の賠償責任を負った場合

個人賠償責任に対する主な免責事項

- ・借用戶室の賃主との間の特別な約定によって加重された賠償責任
- ・借用戶室を賃主に引き渡した後に発見された損害
- ・借用戶室の改築・増築・取り壊しなどの工事による損害

修理費用に対する主な免責事項

- ・入居者の故意による損害
- ・第三者に損害賠償請求すべき損害
- ・入居者が室内の造作(洗面台・ユニットバス等)を誤って破損させた場合

借家人賠償・修理費用に対する主な免責条項(共通)

- ・保険契約者、被保険者の故意
- ・地震・噴火またはこれらによる津波
- ・核燃料物質、放射能汚染による損害
- ・借用戶室の改築・増築・取り壊しなどの工事による損害
- ・公権力の行使
- ・土地の地盤沈下
- ・電氣的事故または機械的な事故
- ・詐欺・横領
- ・瑕疵、自然の消耗、劣化、さび、かび
- ・すり傷、かき傷、塗料のはがれ、落書き等
- ・電球・ブラウン管等の管球類のみに生じた損害

個人賠償責任に対する主な免責事項

- ・保険契約者や被保険者の故意
- ・地震、噴火、津波、戦争、暴動等による事故
- ・業務遂行に起因する事故
- ・被保険者と同居する親族に対する賠償責任
- ・被保険者相互の賠償責任
- ・被保険者の心神喪失
- ・被保険者の使用人が業務に従事中に被った人身の障害に起因する賠償責任
- ・自動車による事故
- ・他人からの受託品を損壊もしくは紛失したことまたは盗難されたことによる賠償責任